

### 第3節 犯罪や虐待による被害の状況

#### 1 犯罪被害の状況

##### (1) 少年が被害者となる刑法犯の状況

平成13年中に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は、41万507件で、前年に比べ5万7,754件(16.4%)増加した。罪種別にみると、凶悪犯被害が2,019件、粗暴犯被害が2万5,200件で、前年に比べそれぞれ103件(5.4%)、1,713件(7.3%)増加した(第1-2-16表)。

少年が被害者となった刑法犯の認知件数の総数及び凶悪犯の被害件数は増加傾向にある(第1-2-5図)。

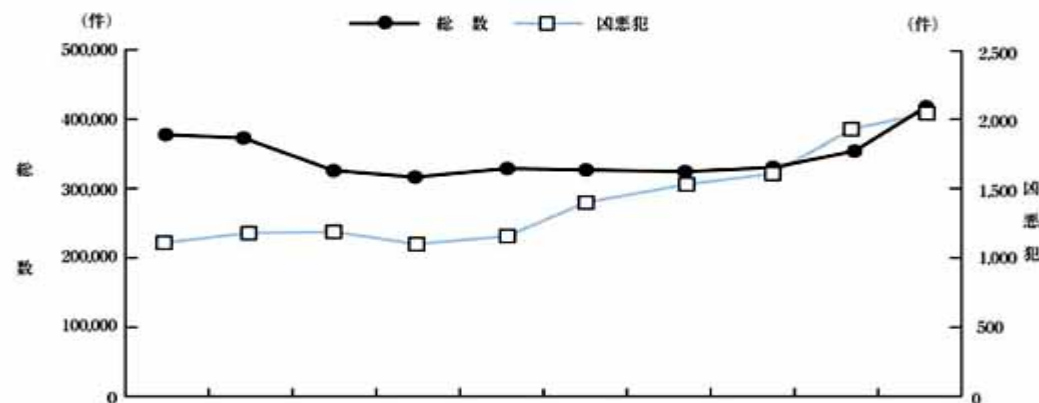
また、少年の性犯罪(強姦及び強制わいせつ)被害が6,898件(前年比1,290件(23.0%))と大幅に増加するなど、少年の犯罪被害の深刻化がうかがわれる。

第1-2-16表 少年の刑法犯被害認知件数(平成12、13年)

区分		少年総数	未就学	小学生	中学生	高校生	成人
総数	12年	352,753	515	26,161	70,699	155,122	1,761,584
	13年	410,507	550	28,566	82,532	185,225	1,964,661
	増減率	16.4	6.8	9.2	16.7	19.4	11.5
凶悪犯	12年	1,916	87	87	210	702	7,970
	13年	2,019	85	72	218	782	8,970
	増減率	5.4	△ 2.3	△ 17.2	3.8	11.4	12.5
強姦	12年	1,006	4	60	146	390	1,254
	13年	1,049	0	50	145	445	1,179
	増減率	4.3	△ 100.0	△ 16.7	△ 0.7	14.1	△ 6.0
粗暴犯	12年	23,487	178	992	7,286	9,495	40,683
	13年	25,200	155	1,306	7,882	9,913	47,329
	増減率	7.3	△ 12.9	31.7	8.2	4.4	16.3
強制わいせつ	12年	4,602	135	1,440	757	1,609	2,810
	13年	5,849	171	1,736	916	2,167	3,477
	増減率	27.1	26.7	20.6	21.0	34.7	23.7

資料：警察庁調べ

第1-2-5図 少年の刑法犯被害認知件数の推移(平成4～平成13年)



区分	年次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
総数		377,814	366,392	328,332	312,604	323,064	324,467	320,268	313,985	352,753	410,507
凶悪犯		1,127	1,211	1,190	1,091	1,151	1,419	1,523	1,600	1,916	2,019

資料：警察庁調べ

(2) 少年の福祉を害する犯罪

平成 13 年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等の福祉犯の被害者となった少年は、8,153 人で前年に比べ 138 人（1.7%）減少した。学職別では、高校生が 2,590 人（31.8%）と最も多く、次いで無職少年となっている（第 1-2-17 表）。

なお、平成 11 年 11 月に施行された児童買春・児童ポルノ法に係る被害者となった少年は、平成 13 年中 1,389 人である。

第 1-2-17 表 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成12、13年）

年	学職	総数	未就学	学 生 ・ 生 徒					有 職 少 年	無 職 少 年
				小 計	小学生	中学生	高校生	その他		
総 数	12	8,291	11	4,552	112	1,573	2,699	168	1,120	2,608
	構成比	100.0	0.1	54.9	1.4	19.0	32.6	2.0	13.5	31.5
	13	8,153	4	4,878	99	2,080	2,590	109	910	2,361
	構成比	100.0	0.0	59.8	1.2	25.5	31.8	1.3	11.2	29.0
	増減率(%)	△ 1.7	△63.6	7.2	△11.6	32.2	△ 4.0	△35.1	△18.8	△ 9.5
女 子	12	5,943	9	3,443	104	1,224	2,002	113	557	1,934
	構成比	100.0	0.2	57.9	1.7	20.6	33.7	1.9	9.4	32.5
	13	5,997	4	3,717	90	1,676	1,886	65	468	1,808
	構成比	100.0	0.1	62.0	1.5	27.9	31.4	1.1	7.8	30.1
	増減率(%)	0.9	△55.6	8.0	△13.5	36.9	△ 5.8	△42.5	△16.0	△ 6.5

資料：警察庁調べ

2 児童虐待の状況

近年、保護者が子供に対し暴行を加えるなどの児童虐待が大きな社会問題となっており、児童相談所や警察に寄せられる児童虐待に関する相談件数も増加傾向にある。

第 1-2-18 表 虐待に関する相談処理件数

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
(100)	(106)	(125)	(146)	(178)	(247)	(373)	(486)	(630)	(1,056)	(1,610)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725

(注) 上段（ ）内は、平成 2 年度を 100 とした指数（伸び率）である。

資料：厚生労働省調べ

(1) 児童相談所が受け付けた相談件数等

ア 虐待に関する相談処理件数

児童相談所において、養護相談の内訳として虐待相談についての統計を取り始めた平成 2 年度以降、その件数は一貫して増加を続け、平成 2 年度には、1,101 件であった件数は、平成 12 年度には 1 万 7,725 件と 16 倍を上回った（第 1-2-18 表）。

イ 虐待の経路別相談件数

相談が寄せられる経路としては、やはり身近な家族からが一番多いが、近年は近隣、知人、福祉事務所、学校等からの通告（通報）も多く寄せられるようになってきた（第 1-2-19 表）。

ウ 虐待の内容別相談件数

虐待の内容では、身体的虐待が約 5 割と一番多く、次いでネグレクトが約 3 割、心理的虐待、性的虐待の順となっている（第 1-2-20 表）。

第 1-2-19 表 虐待の経路別相談件数

	総 数	家 族	親 戚	近 隣	知 人	見 童 福 祉 見 童 保 健 所 医 療 児 童 福 祉 施 設 警 察 等 学 校 等 其 他	事 務 所 委 員 所	機 関	設 施	等	等	其 他	
12 年度	(100%)	(21%)	(3%)	(14%)	(2%)	(13%)	(3%)	(5%)	(5%)	(5%)	(6%)	(13%)	(11%)
	17,725	3,692	544	2,449	294	2,306	467	829	799	858	1,109	2,382	1,996

資料：厚生労働省調べ

第 1-2-20 表 虐待の内容別相談件数

	総 数	身 体 的 虐 待	保 護 の 怠 慢 な い し 拒 否 (ネグレクト)	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待
平成12年度	(100%)	(50.1%)	(35.6%)	(4.3%)	(10.0%)
	17,725	8,877	6,318	754	1,776

資料：厚生労働省調べ

## エ 主たる虐待者

主たる虐待者は、母（実母，実母以外）が約6割，父（実父，実父以外）が約3割であり，母による虐待が父に比べ多くなっている。その他とは，保護者としての祖父母や叔父，叔母等からによるものである（第1-2-21表）。

第1-2-21表 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
平成12年度	(100%) 17,725	(23.7%) 4,205	(6.7%) 1,194	(61.1%) 10,833	(1.8%) 311	(6.7%) 1,182

資料：厚生労働省調べ

## オ 被虐待児童の年齢構成

0歳～就学年齢以前の乳幼児が，全体の半数を占めている。虐待が早期から始まっていることを示している（第1-2-22表）。

第1-2-22表 被虐待児童の年齢構成

	総数	0～3未満	3～学 前 児童	小学生	中学生	高校生・ その他
平成12年度	(100%) 17,725	(19.9%) 3,522	(29.0%) 5,147	(35.2%) 6,235	(11.0%) 1,957	(4.9%) 864

資料：厚生労働省調べ

## カ 虐待相談の処理種類別内訳

施設入所や里親等への委託という虐待者からの分離を行ったものが，2割弱を占めている。一時保護や家庭裁判所への施設入所の承認を求める審判申立も増加しており，深刻な状況がうかがわれる。また，在宅での指導が約7割強を占めており，在宅による指導も重要な取組みである（第1-2-23表）。

第1-2-23表 虐待相談の処理種類別内訳

	総数	施設入所	里親等委託	面接指導	その他
平成12年度	(100%) 17,725	(14.3%) 2,527	(0.5%) 91	(76.7%) 13,596	(8.5%) 1,511

資料：厚生労働省調べ

## (2) 警察が受け付けた相談件数等

平成13年中に警察が受理した児童虐待に関する相談件数は1,574件で，前年に比べ232件（17.3%）増加し，最近5年間では3.1倍となっている（第1-2-24表）。

また，13年中に警察が検挙した児童虐待事件は，189件であり，検挙人員は216人であった。被害児童は194人であり，そのうち61人（31.4%）は死亡していた。

第1-2-24表 児童虐待に関する少年相談の受理状況（平成9～13年）

区分 \ 年次	9	10	11	12	13
相談受理件数(件)	511	413	924	1,342	1,574

資料：警察庁調べ